

日本国際経済学会第 72 回全国大会報告論文

金融インフラ整備としての

ミャンマー外国為替制度改革

— 中国・ベトナムとの比較も加えて —

報告者：赤羽 裕（みずほ銀行）

目次

はじめに	・・・P.3
第1章 ミャンマー為替制度改革概要	・・・P.4
1. ミャンマーの為替制度・相場推移概観	・・・P.4
2. 2012年4月の為替制度改革概要	・・・P.7
3. 先行研究について	・・・P.9
第2章 他の複数為替相場制度採用国との比較	・・・P.11
1. 中国の事例	・・・P.11
2. ベトナムの事例	・・・P.12
3. ミャンマーへの考察	・・・P.14
第3章 現地ヒアリングによるミャンマーの金融インフラの現状	・・・P.16
1. ヒアリングを中心とする現地視察内容	・・・P.16
2. 所見と今後の課題	・・・P.17
おわりに	・・・P.20
注	・・・P.21
参考文献・参考ウェブサイト	・・・P.22

はじめに

本報告は、東アジアにおける「最後のフロンティア」と注目をされている、ミャンマーの外国為替制度改革をテーマとする。従来、「二重相場」と呼ばれる為替相場制度であったものを、昨年 2012 年 4 月よりレートを一本化し、「管理変動相場制度」とした。それが、ミャンマーの経済成長にも寄与する面があることに着目し、為替制度を金融分野における、いわば「インフラ」として考えた。その考察にあたり、かつて二重相場制度を経て、現在は GDP 世界第 2 位となった中国と、同じく複数相場の経験を有し、経済成長にあたってミャンマーを先行するベトナムの 2 ヶ国の経験との比較も加えた検討を行った。

まず、これまでのミャンマーの為替制度改革の概要を確認する。2011 年 3 月に樹立されたテイン・セイン大統領政権では、外国為替・貿易規制の改革が段階的に進められている。それまでのミャンマーの政策は、「二重為替制度」と「Export First 政策（輸入規制）」を特徴として有していた。両者は、緊密な関係を有するが、本報告では前者を分析対象の中心とする。

次に、中国・ベトナムとの比較を行い、今後の経済成長が期待されるミャンマーが先行する 2 ヶ国のこれまでの成長過程において、どのような位置にいるのか、為替制度を含めた制度整備がどのような状況かを確認した。

上記を含めて、金融インフラの状況を確認するため、本年（2013 年）8 月にヤンゴンを訪れ、現地でのヒアリングを行った。その結果としては、為替制度を含めた金融市場・制度の整備はまさにこれからであることが把握できた。合わせて、電力や物流などのハード面のインフラとともに、国内外でのビジネス取引を支えるための金融制度の整備が、ミャンマーの経済成長には不可欠な状況であることを認識した。

なお、本稿は、亜細亜大学アジア研究所のプロジェクト研究「東南アジアのグローバル化とリージョナル化」の一環として、取組んでいるものである。ただし、本稿の内容・見解は個人的なものであり、みずほ銀行、その他いかなる組織とも無関係である。

第1章 ミャンマー為替制度改革概要

1. ミャンマーの為替制度・相場推移概観

まず、従来のミャンマーの為替制度の概要とこれまでの為替相場推移を確認する。2011年3月に樹立されたテイン・セイン大統領政権では、外国為替・貿易規制の改革が段階的に進められているが、それまでのミャンマーの政策は、「二重為替制度」と「Export First 政策（輸入規制）」を特徴として有していた。両者は、緊密な関係を有するが、本稿では前者を分析対象の中心とするが、後者の概要および導入の経緯にも触れておきたい。

「Export First 政策」は、1997年7月に導入されたものであるが、これは同月にタイで発生した「アジア通貨危機」への対応を目的としていた。当時のミャンマーの軍事政権は、通貨危機に対して、スピーディーな対応をしたと評価できる。当時、ミャンマーチャットも大幅な下落となったことに対して、政府は同月中に貿易および外貨管理の中心機関として Trade Policy Council（貿易政策評議会、以下「TC」という）を設立した。TC 設立は、それまで各省庁がそれぞれ行っていた民間・外国企業への輸入許可発行を、集約的な管理に移行することを狙いとしていた。この整備とあわせて、「Export First 政策」の名称で、外貨キャッシュのバジェット規制が導入された。内容としては、民間企業への輸入ライセンス発行にあたり、輸出税支払済みの輸出獲得外貨で輸入代金相当額を提示することの義務付けである。一方で、輸入品目について裁量的な規制を導入し、貴重な外貨準備を守る努力をした。

続いて、本稿での中心として検証する「二重為替制度」について確認する。その概要は、①公的部門（含む国有企業）は、SDR（IMFの特別引出権）にペッグされた固定相場を使用、②民間部門は、主に輸出企業と輸入企業の間で自由なレート設定での相場を使用する形で、並行為替レートが形成された。以下、主に久保（2012 a）に拠り確認したレート推移と制度の変容であるが、①の公定レートは、1977年に 8.50847 チャット = 1 SDR（5～6 チャット/米ドル）に固定され、2012年4月の管理変動相場制への移行まで、一度も切り下げされることはなかった。一方で、②の並行為替レートは、クーデターにより軍政が開始された1988年時点で 30～40 チャット/米ドルで取引がなされていた模様であり、既に公定レートと6倍程度の差があった。両者の市場は分断されており、後者（民間）は競争的な相場形成がなされた。

こうした状況下で、政府は1993年2月に外貨兌換券（Foreign Exchange Certificate、

以下 **FEC** という) を導入した。**FEC** は米ドルと等価 (1 **FEC**=1 米ドル) とされ、外貨の国内流通を禁止する外国為替法の下で、外国企業の外貨の換金にも利用された。1995年には、**FEC** とチャットを両替する公認両替所が設置され、市場レートで取引された。これにより、民間輸出業者が国営銀行に外貨預金の形式で保有する米ドルを **FEC** で引き出し、市場レートでチャットへの換金が可能となった。民間輸入業者もチャットで **FEC** を調達し、輸入に充当することができた。

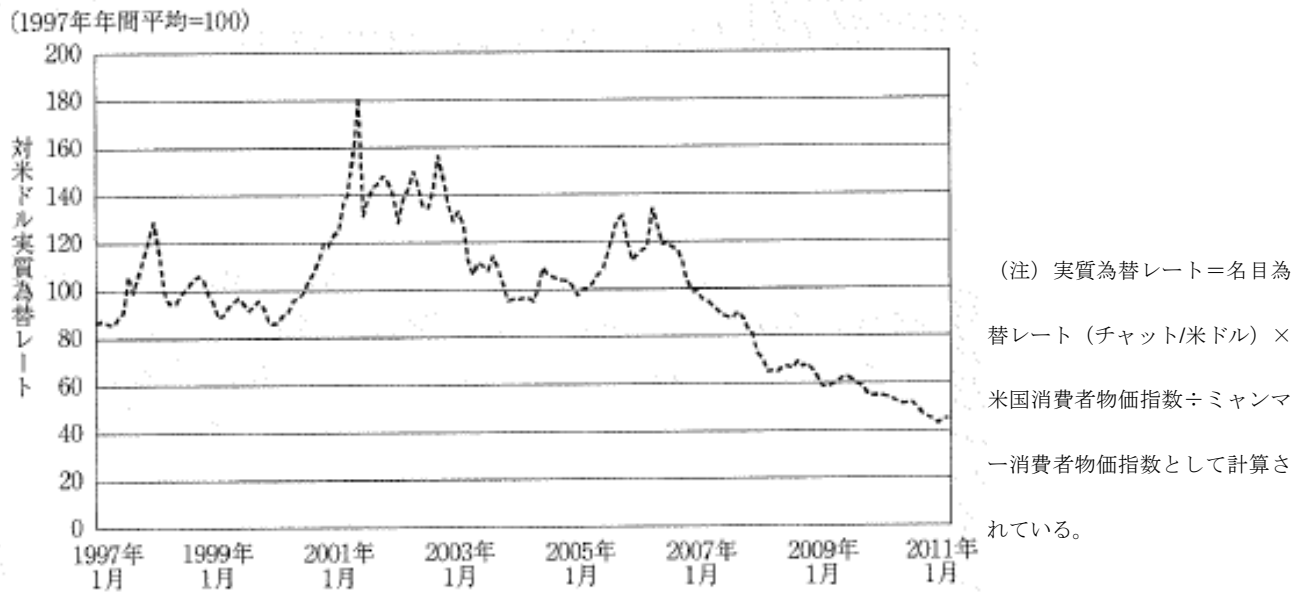
FEC を利用した政府によるチャットの兌換性保証は、前述の「**Export First** 政策」が開始された 1997 年以降、制限されることとなった。**FEC** を介したチャットを原資とする外国送金および輸入決済は、1 社あたり月 50,000 ドルを上限とする外貨送金規制が政府により導入され、その上限は段階的に引き下げられ、2001 年頃には事実上 **FEC** を原資とする輸入はできなくなったようである。**FEC** はその後も 2002 年までは米ドルの並行為替レートに近いレベルで公認両替所において取引された。規制により実質的には貿易決済には利用できなくなった **FEC** であったが、国内では配給外の燃油の購入などに使用でき、一定の需要は残っていた。並行為替市場でのチャットの減価が続く中で、2001 年から公認両替所での取引価格が当局規制により 1 **FEC**=450 チャットに固定されたことにより、公認両替所での **FEC** の売買は途絶えた。その後は、米ドル紙幣と同様に並行為替市場のみで取引される状態となった。

続いて、具体的なチャットの並行為替レートの推移を確認する。

(図表 1) 並行為替レート推移



(2) 実質為替レートの推移 (1997年1月～2011年6月)



(出所) 久保 (2012a) により、ミャンマー中央統計局, Selected Monthly Economic Indicator, IMF,

International Financial Statistics および各種資料より作成されたもの。

図表 1 に示されたとおり、アジア通貨危機の発生した 1997 年以降、ミャンマーチャットの対米ドルレートは 2006 年ごろまでは、減価 (ドル高チャット安) 方向に推移している。これは、「財政赤字 → 中央銀行による貨幣増刷 → 慢性的なインフレの発生」のサイクルに負うところが大きい。前述の政府の対応も、急激なチャット相場の減価への対応としては整合性がある。

ミャンマーチャットは 2006 年後半以降、並行為替相場では増加基調となった。(図表 1・2) この背景について、久保 (2012b) は外貨の需給関係に大きな影響を与え得る要素として、外貨の供給サイドの側面では、①天然ガス輸出、②資源分野での外国直接投資の流入、③宝石・ヒスイ見本市の売上、④公的部門の資産売却をあげている。以上 4 点のうち、①・②は公的部門が窓口であることから、並行為替相場増加の要因に直結するファクターとしては③・④と整理している。一方で、外貨の需要サイドでは、本来、チャットの減価に寄与する輸入が規制により、その伸びが制限された可能性を指摘している。

(図表 2) 経済指標抜粋

年度(4月～3月)	2007	2008	2009	2010(概算)	2011(概算)	2012(予測)
為替レート(公式)	5.2	5.8	5.7	5.4	5.2	—
為替レート(並行)	1,110	992	1,004	861	824	864
GDP(10億チャット)	23,336	28,778	32,351	36,436	39,719	44,797
GDP(百万米ドル)	20,182	31,367	35,225	45,380	51,444	53,140

(注1) 為替レート: チャット/米ドル

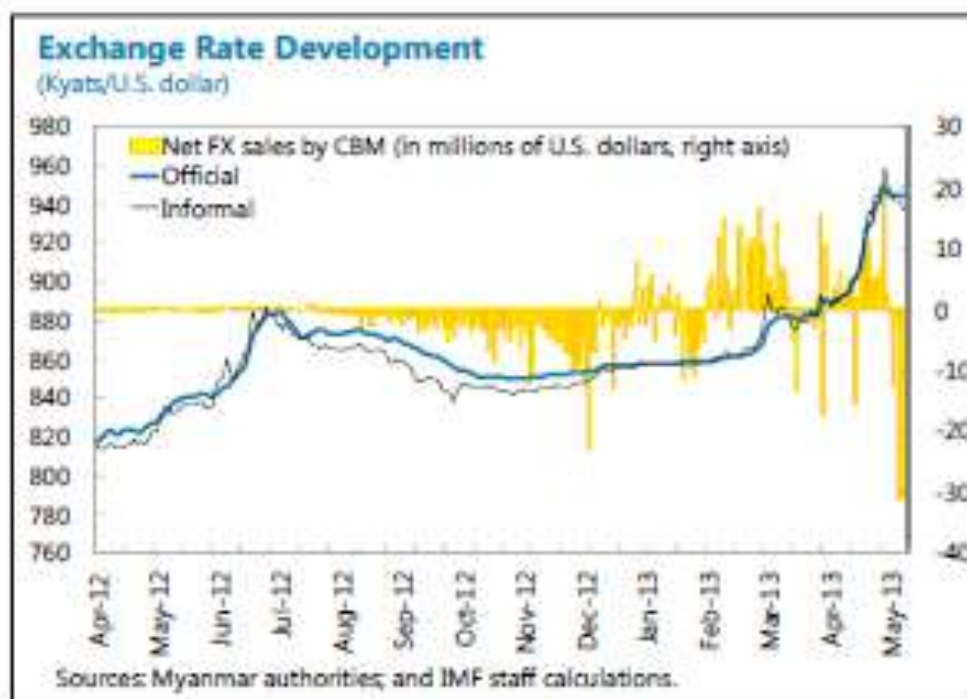
(注2) GDPは、2011年度までは公式レート: 並行レート=8:92で算出

(出所)IMF (2013) より筆者作成

2. 2012年4月の為替制度改革概要

本節では、今回のミャンマーの為替制度改革の概要を確認する。2011年3月に樹立されたテイン・セイン大統領政権では、外国為替・貿易規制の改革が段階的に進められている。その象徴的な動きが2012年4月の「管理変動相場制」への移行である。実態としては、公式相場として、それまでSDRにペッグの固定相場制であったものを、民間部門の並行為替レートに近づけるものであった。具体的には、中央銀行がリファレンスレートを公表するとともに、中央銀行と商業銀行(国営・民間)間で外貨のオークションも開始された。これにより、従来は分断されていた公的部門と民間部門の為替市場の融合を進める環境が改善されたと考えられる。なお、制度変更後の為替レート推移は図表3のとおり。これか

(図表 3) 制度変更後の為替レート推移



(IMF 2013b)

らは、2012 年末ぐらいまでは、公示レートと市場レートに差異が残っていたものの、2013 年以降は両者がほぼ一致した動きを見せており、名実ともに「二重為替レート」は解消されたとみなすことが可能である。

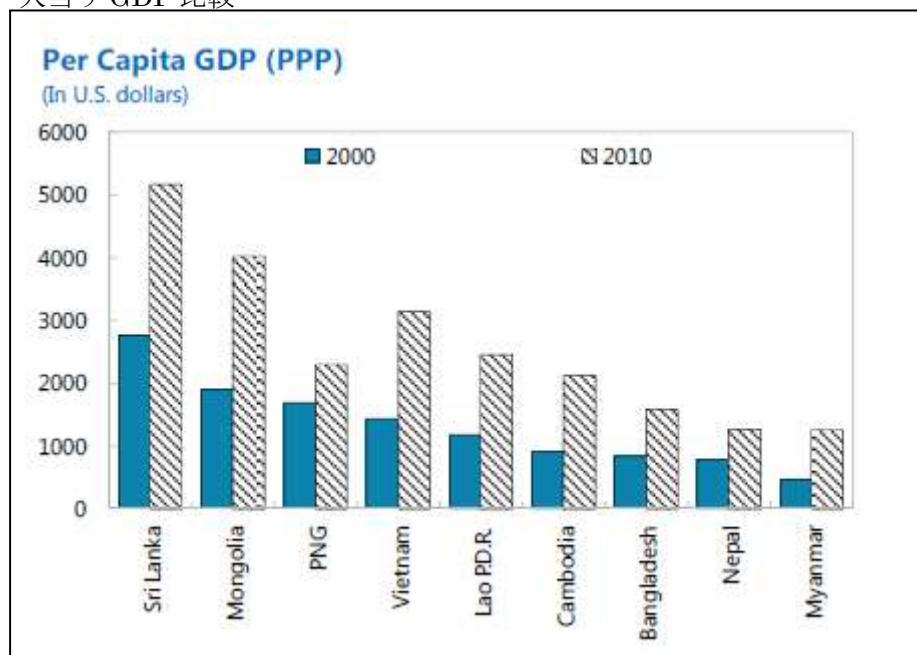
続いて、管理変動相場制への移行以外の諸施策についても触れる。上記に先立って 2011 年 10 月から公認外貨両替所が認められた。当該両替所では、免許を付与された民間銀行が顧客に対して両替業務を行っている。その際の両替レートは、民間銀行の自由な決定ではなく、中央銀行のコントロール下で決定されたと思われる。また、金額的にもマネーロンダリング防止のため、1 万米ドル相当額以上の外貨の売買については、出所・用途を示す書類の提出が課された。また、両替窓口での両替は、各銀行の手持ちのキャッシュの制約があり、実際の取引は小口に留まっていた様子である。2012 年 7 月には、民間銀行に対して外貨預金の受入と外貨送金業務のライセンスが与えられ、貿易決済に民間銀行も参画する準備が整えられた。並行して、貿易規制も緩和が進められている。具体的には、「Export First 政策」も 2012 年 4 月に撤廃された。これにより、輸入許可取得のための外貨調達を公認外貨両替所で行い、外貨預金することで可能となった。

こうした改革に関する現段階までの IMF の評価は、金融セクターの近代化が、預金金利の一部自由化や民間銀行への規制緩和など、徐々に進んでいるとしている。特に、為替レートの統一化は、マクロ経済の安定化に向けた基本的かつ重要な取組としている。

今後の課題として考えられるのは、以下の 3 点。ひとつは、輸出業者と輸入業者が銀行での口座振替の形での外貨売買を行うことである。効率的な外貨の流通のためには、銀行を相手とする外貨売買となる方向が望ましい。二点目は、環境は改善されたものの、外貨供給を急激に増加させ、チャット高を誘発する恐れのある公的部門と民間部門の市場統合である。三点めは、民間に外貨保有を認めていることから、經常取引と資本取引を段階的に進める際の中央銀行および政府のコントロールの困難さである。

こうした課題を解決しながら、今後の経済発展が期待されるミャンマーの GDP は前述図表 2 にあるとおり、順調に拡大している。ひとりあたりの GDP で見た場合は、図表 4 のとおり、2000 年との比較で 2010 年は割合では大きく伸びているものの、他の後発 ASEAN3 ヶ国（ベトナム・ラオス・カンボジア）には及ばない状況である。

(図表4) 一人当り GDP 比較



(出所) IMF (2012)

3. 先行研究について

ここで、ミャンマーの二重為替制度および為替制度改革につき、先行研究での評価・整理も確認しておきたい。

久保 (2012a) は、ミャンマー二重為替制度について、政府が公定レートを使用し続けてきた理由を、以下のように分析している。まず、一般的に「二重為替レート」が用いられる理由として、①政府が輸入財価格の安定と外貨準備の維持の両立を図る、②公定レートでの外貨割り当てによって、政府・軍部のクローニーに公定レートと並行市場レートの差額分のレントを配分する仕組み、の2点を指摘している。しかし、ミャンマーの場合、①は、公定レートでの外貨の割り当てが厳しく管理されており、輸入財全般の価格水準を安定させるものではなく、説明力を持たない。また、②については、その有無や実態を把握、規模を検証することは難しいと、それぞれを評価している。

二重為替レートが存在し、官民間で外国為替市場が分断され、民間に「Export First 政策」として輸入制を課すことの効果として、以下の可能性を指摘している。それは、民間の正規の輸出獲得外貨は国有銀行への預金が義務付けられており、輸入制限により、そうした外貨を政府が一時的に借用できた点である。

二重為替レートの存在自体は、民間企業への影響、公的部門内の影響、官民間の競争のいずれの観点からも、二つのレートの乖離自体が実態経済に与える影響は限定的であろう

との評価をしている。

為替制度改革については、川村他（2013）が従来のミャンマーの中央銀行が、これまで事実上、財政歳入省の下部組織であり、その主要な役割を政府短期証券の引受や貨幣の増発による財政赤字のファイナンスであったと評している。今回の為替制度改革は、為替レートの統一と為替市場に係る諸規制の撤廃の段階的な実施へつながり、金融政策の枠組の整備や金融資本市場の発展を促すことへの過程となるであろうとしている。また、もう 1 つの為替制度改革の目的として、2006 年以降増価基調となった並行為替レートの適切な運営とそれを可能とする為替管理制度が必要であることを指摘している。

第2章 他の複数為替相場制度採用国との比較

本章では、前述のミャンマーの為替制度改革を金融インフラの整備とみなし、「複数相場制度」の経験国の中国・ベトナムの経済発展状況との比較を行う。

1. 中国の事例

現在、「人民元の国際化」に取り組んでいる中国の為替制度改革⁽¹⁾は、2005年7月に開始された。一方で、「二重相場制度」からの離脱の時期を確認すると、それは1994年まで遡る。同年1月に、外貨取引センターが設立され、政府の定める「公定レート」と「市場レート」が統一された。1ドル=5.8元の「公定レート」を1ドル=8.7元の「市場レート」に鞅寄せする内容であり、今回のミャンマーと同様の動きと見なせる。ただし、その後の人民元相場は米ドルへの固定レートを10年以上続け、2005年7月より、「通貨バスケットを参照する管理変動相場制」へと移行したのである。

ここでは、そこに至る中国における「二重為替相場」の運営状況を確認したい。1978年にいわゆる改革・開放政策が実施されると自主貿易が拡大したものの、当時の割高な公定レートは、輸出企業の採算には合わなかった。そのため、1981年に輸出振興の観点で、人民銀行の定める公定レート（当時、1米ドル=1.5元）に比べて大幅に人民元安の「内部決算レート（1米ドル=2.8元）が導入された。これにより、主に旅行者の両替や各種送金など貿易外取引に適用される公定レートと、自主貿易に適用される内部決算レートの二重相場制が実施されることとなったのである。しかし、その後の国内物価の上昇、国際収支の赤字の継続により、公定レートは数年間で内部決算レートとほぼ同じ水準まで下落した。そのため、1984年末には内部決算レートは廃止された。なお、1980年からは、ミャンマーのFECに似た特性を持つ、兌換券が中国でも発行され、その後、1995年1月まで使用された。

その後、1986年に企業間で外貨を売買するための外貨調整センターが主要都市に設立された。これにより、外貨調整センターレートと公定レートの二重相場制が実施されることとなった。外貨調整センターレートは市場の需給を反映して変動する仕組みとなっておらず、経済改革の発展に伴う物価上昇や貿易赤字の拡大により、1米ドル=8.7元程度の水準まで下落した。公定レートも、輸出振興の観点から外貨調整センターレートに追随して引き下げが行われた。

改革・開放政策の進展に伴い公定レートが適用される取引はさらに縮小し、WTO⁽²⁾の前身であるGATT⁽³⁾加盟の条件として、二重相場制の解消を求められ、1993年11月に以下の決議が採択された。「外為管理体制を改革し、市場の需給を基礎とする管理された変動相場制と統一された規範的な外為市場を創設し、徐々に人民元を交換可能通貨とする」。これを受け、1993年末の公定レート（1米ドル＝5.8元）は、外貨調整センターレート（1米ドル＝8.7元）と比較して、約5割の元高水準だったが、1994年初には公定レートを外貨調整センターレートにサヤ寄せする形式で人民元レートは統一された。

1994年には、人民銀行の傘下に外貨取引センターが設立され、インターバンクの為替取引はすべて同センターに集中されることとなった。この後、統一された人民元レートは、1996年にかけて5%程度の緩やかな上昇し、1米ドル＝8.28元の水準で固定され、その水準が2005年7月の制度改革開始まで維持された。

中国の為替レートの本格化の背景には、経済発展とともに、グローバル化、言い換えれば、海外との取引関係が増加・深化したことがあると考えられる。

2. ベトナムの事例

一方、ベトナムは1989年までは、貿易取引・貿易外取引・国内取引と3種類の公定相場を有していた。それぞれ政府により決定されたものである。同年に、ひとつの公定相場に統一したのである。その後、1999年に「市場平均為替相場制度⁽⁴⁾」を導入した。しかし、ひとつの公定相場になった後も、設定された為替バンドと乖離した実勢相場が存在し、「二重相場」をたびたび発生させることとなっている。

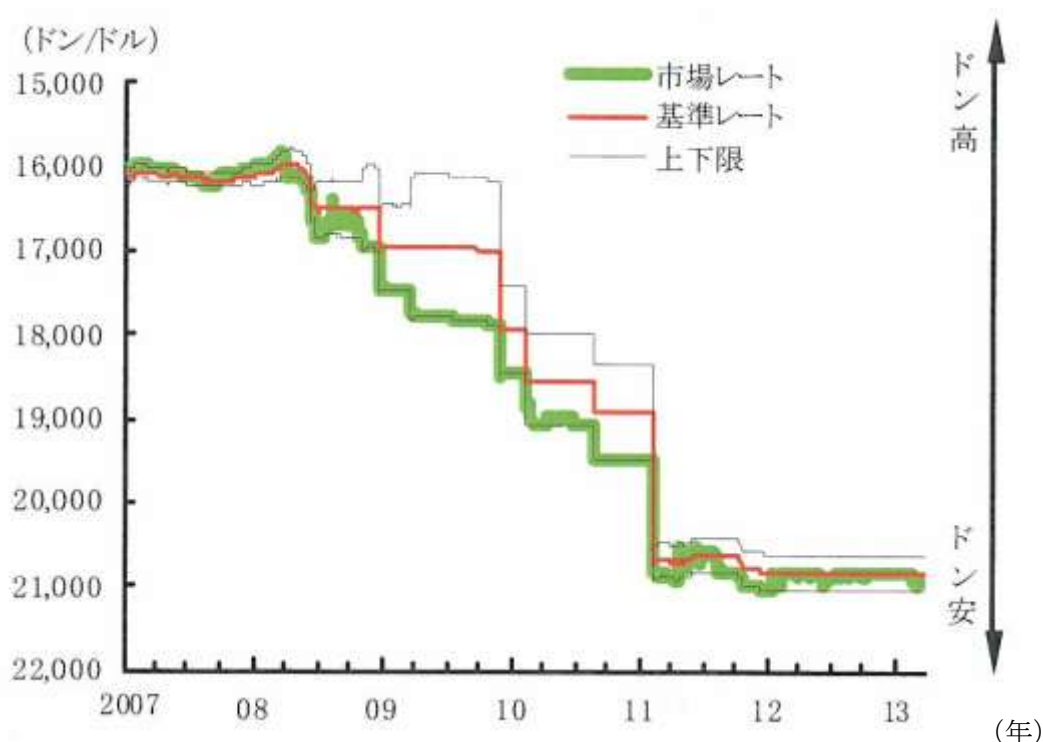
まず、政府が公式に制定した「三重相場制度」を確認したい。中臣（2002）によれば、3種類の為替レートは、「①貿易決済レート」、「②一般外国人レート」、「③越僑送金レート」に区分しており、①がもっとも「ドン高ドル安」に設定され、②、③の順であるとしている。また、こうした複数の「公定レート」の設定が可能である前提として、米ドルの需要者と供給者の関係が対等でないことに拠るとしている。こうした為替レートの水準が設定された理由は以下のとおり。「①貿易レート」については、当時のベトナムは毎年大幅な輸入超過であり、政府としては貿易赤字の縮小の必要があった。これにより、輸入対価として対外的に支払われる貿易用のレートを「ドン高ドル安」に設定したのである。「②一般外国人レート」は、短期の旅行者や長期滞在の外国人が公的機関で換金される際に適用されるものとして、①に次ぐレベルに設定された。「③越僑送金レート」が②よりも「ドン安ド

ル高」に設定された理由を中臣（2002）は不正送金防止にあるとしている。これは、ベトナムでは一般市民の外貨保持・使用が禁止されていたため、郵便・銀行などの正規のルートで送金された場合、受取人はドンで受け取った。このドンへの換算レートが外国人レート並みであれば、不正ルート（故郷に一時帰国する旅行者や出張者に携行してもらうなど）が蔓延ることとなる。重要な外貨獲得源の一つである当該送金を不正ルートからなされな
 いために、③のレート設定は、他に比較してドン安ドル高にする必要があった。

公定レートが 1989 年に統一された後も、公定レートのレベルが実態ベースよりもドン高に設定されていたため、公定レートと市場実勢相場（闇レート）が実質上は併存する「二重相場制」が続くこととなった。これを是正し、「二重相場」発生防止のためには、「コアレート（為替バンド）」の弾力的な運営がなされるがどうか、ポイントと考えられた。

こうした状況は、昨今では改善がみられる。福地（2012）に依れば、2012 年 1 月以降は、中銀の設定するバンド内で安定推移していると評価している。その後の相場推移も、同様に継続していることが、稲垣（2013）でも確認できる。（図表 5 参照）

（図表 5）ベトナムドンレート推移



（注）ベトナムの為替政策は、1日に許容される対米ドル為替レートの変動幅を、政府が定めた基準レートから一定範囲（現在は±1%）とするもの。

（出所）稲垣(2013)による。資料はベトナム国家銀行

なお、ミャンマーとの比較において、ベトナムも 1994 年まではアメリカによる経済制裁（禁輸措置）が継続されていたことも、意識しておく必要があると考える。これは、両国における外貨取引の自由度に影響を与える大きな一つの要因だからである。

3. ミャンマーへの考察

続いて、金融インフラの視点で考え、3ヶ国の経済規模（GDP および 1 人当たり GDP）を為替制度変更のあった年を参考に比較してみたい。（図表 6 参照）当然、為替制度のみが経済発展の条件とはならない。しかし、いわゆるグローバル化の中では、海外との貿易取引および海外からの直接投資受入などが経済発展の大きな要素となってきた。海外取引を拡大する上で、為替レートの上安定は海外取引先あるいは海外投資家にとっても重要な点である。自国の産業・企業の国際競争力強化の観点で、どの国も、為替制度の整備・改善に力を入れるのは自然な動きと考えられる。

（図表 6） 3ヶ国 GDP 比較

	1994年		1999年		2005年		2012年	
	GDP	GDP/1人	GDP	GDP/1人	GDP	GDP/1人	GDP	GDP/1人
ミャンマー							54.0	848.9
中国	559.2	466.6			2,256.9	1,726.1	8,250.2	6,094.0
ベトナム			28.7	374.7			137.7	1,523.2
（単位）	GDP:10億ドル、GDP/1人:ドル							

（出所：IMF データより筆者作成）

2012 年時点のミャンマーの GDP の規模は、中国の約 150 分の 1、ベトナムの約 5 分の 2 の規模である。1 人当たりの GDP では、中国の約 7 分の 1、ベトナムの半分強の水準に留まる。合わせて、今回取り上げた為替制度をインフラとしてとらえる意味で、中国が二重相場制度から離脱した 1994 年と現在進んでいる人民元の制度改革元年である 2005 年を、ベトナムについては、「市場平均為替相場制度」を導入した 1999 年を、それぞれ比較対象として抽出した。

中国との比較では、人口規模を勘案して、1 人当たり GDP のみで見ると、1994 の水準は既に大幅に凌駕しており、2005 年のほぼ半分の水準にある。人口規模でも近い⁽⁵⁾レベルのベトナムの 1999 年との比較では、全体でも 1 人当たりでも現在のミャンマーが当時のベトナムの約 2 倍の水準にあることがわかる。中国・ベトナム 2ヶ国の為替制度改革以降の経済の成長状況を見る限り、ミャンマーも今後、高い経済成長を見せる可能性が高い。

これは、為替制度のみで経済成長が可能になることを意味するのではない。グローバル化の流れの中で、貿易取引や資本取引などの海外との経済関係の深化が各国の成長には重要なファクターとなり、それを実現するために、海外から見ても透明性の高い為替制度の整備が前提となると、整理できると考えている。

貿易分野でのグローバルな取引をスムーズに進めるためには、WTO への加盟もひとつの重要な要素といえる。中国は 2001 年、ベトナムは 2007 年にそれぞれ加盟済みであり、やはり経済成長の時期と見合ったタイミングでの加盟を果たしている。なお、ミャンマーの WTO 加盟は他 2 国に先行しており、1995 年の WTO 創設時に原加盟国として名を連ねている。ただし、これは WTO の前身である GATT に 1948 年に既に加盟しており、そこからの移行の形で参加したものである。WTO での位置づけは「後発開発途上国」であり、その経済発展状況への配慮がなされている。

中国・ベトナムの経済発展の推移から考えると、為替制度改革に取り組んだミャンマーが今後、その運営を順調に進められるか、それとともに前述のとおり経済発展も同様に進められるかについて、今後は注目していきたい。また、ASEAN10 ヶ国の一つとして、2015 年に経済共同体を創設することを目指していることも、同国が為替制度改革に取り組む要素ともなっていると思われる。

第3章 現地ヒアリングによるミャンマーの金融インフラの現状

1. ヒアリングを中心とする現地視察内容

前章までに検討してきたことを確認すべく、本年（2013年）8月に短期間であったが、ヤンゴンを訪れ、現地での視察を行った。時間的な制約もあり、日系銀行および独立行政法人の事務所をそれぞれ訪問してのヒアリングが中心となった。付随情報として、ヤンゴン市内を回った際の現地ガイドの方から伺えたこと、現地銀行の窓口で通訳してもらい確認したことなどをまとめた。以下、現地での調査結果を記す。

- ・為替制度改革は2012年4月より開始されたものの、国内での外国為替市場を本格化させるいわゆる「インターバンク市場」は2013年8月5日に開始されたばかり。
- ・市場参加者は国内民間19行のうち、2011年11月に外為取扱ライセンスを与えられた11行で、全て地場銀行。（外資系は、未済）
- ・外為取引における基準相場は中央銀行が提示し、それを中心として送金用レートは±0.3%、両替用レートは±0.8%である。
- ・中央銀行の政府からの独立性を認める法律は、2013年7月に成立したところ。
- ・銀行の通帳はまだ手書き。国内の銀行間送金でもいわゆる「コルレス契約」のような取極めが必要。中心となっているのは、国有銀行のミャンマー対外貿易銀行（MFTB）とミャンマー投商業銀行（MICB）の2行。
- ・銀行での融資期間は1年が基本となっている。
- ・決済インフラとしては、日本における「日銀ネット」に相当する基幹システムを準備中。資本市場整備については、2015年の証券取引所の開設を目指している。
- ・米国の経済制裁の影響で、貿易決済通貨は米ドルではなく、ユーロが使われていた。
- ・上記の米国制裁の影響で、米ドルキャッシュの国内流通が困難となり、擬似紙幣である兌換券（FEC）が使用された。昨今、外貨投資が高まり、ドルキャッシュも増加したため兌換券は廃止となった。
- ・欧米を中心としたミャンマーからの輸入禁止措置により、企業側での外貨の蓄積は、これまではそれほど多くなかったのではないか。
- ・軍政権下では、基本的な事業は全て国営。民間で軍政と近い関係を持ったところが、いわゆる「財閥」として存在したのではないか。

- ・貿易や GDP などの経済統計は、正規ルートではない輸出入の存在や出稼ぎ労働者の収入など、捕捉できない部分も多く、どこまでの正確性があるかは不明。一人当たり GDP は全国で 1000 ドルを、ヤンゴンのみなら 3000 ドルを越えている印象がある。
- ・タイなど近隣諸国での人件費上昇に伴い、ミャンマー進出を本格検討する日系企業は増加中。
- ・いわゆる銀行における「信用創造」機能は遅れている印象。マネーサプライにおいても、現金の比率が高いのではないか。
- ・クレジットカードの使用も本格化はこれから。(実際に店舗などでもクレジットカードの使用ができる店は少ない模様。)
- ・両替で受けもらえるドル紙幣は、新札のみのケースが多い。
- ・兌換券の銀行窓口でのチャットへの両替は、2014 年 3 月まで可能。
- ・ATM の利用開始は 2011 年 11 月から。⁽⁶⁾

2. 所見と今後の課題

本項では、上記のヒアリングの際に確認したことを中心に、第 1 章で課題と位置づけた三つの問題をそれぞれ検討したい。

(1) 輸出業者と輸入業者が銀行での口座振替の形での外貨売買

輸出業者と輸入業者が銀行での口座振替の形での外貨売買を行う(対価のチャットも別途支払)ため、輸出入業者と銀行間の外為取引(チャットー外貨(米ドルなど))が低迷している問題である。

現在は、まだ銀行通帳が手書きされる状況であり、ATM の利用開始(復活)も 2011 年 11 月から。国内銀行間でも契約(国際的なコルレス契約と似たイメージ)がなければ送金ができない。主要な銀行間送金の担い手はミャンマー対外貿易銀行(MFTB)とミャンマー投資商業銀行(MICB)。こうした銀行の決済インフラの中で、外貨の売買は上記のように銀行を取引の相手方として介さない取引がこれまでは主流であった。

政府側は、こうした状況からの脱却のため、2012 年 4 月の管理変動相場制への移行とともに、外貨オークションを開始した。19 行ある国内民間銀行のうち、11 行には 2011 年 11 月に外国為替取扱ライセンスが発行された。現在(2013 年 8 月)、中央銀行が示すりファレンスレートに基づいて送金用レートで $\pm 0.3\%$ 、両替用レートで $\pm 0.8\%$ の幅が許容されて

いる。一方で、インターバンク市場は本年 2013 年 8 月 5 日よりスタートされたばかりであり、外貨オークションの活性化、民間貿易業者との外貨売買の主体を銀行が担うのには、まだ時間がかかりそうである。決済システムとして、日本における「日銀ネット」に相当するような基幹システムを現在準備中であり、外為取引における銀行の役割の増加のためには、制度・システムを含めたインフラ整備が前提となるであろう。

(2) 公的部門と民間部門の市場統合

環境は改善されたものの、外貨供給を急激に増加させ、チャット高を誘発する恐れのある公的部門と民間部門の市場統合の問題である。

実態的には、米国の経済制裁を受けてきた経緯から、米ドルが実際の決済通貨として使用され、ミャンマーの企業（国有企業・民間企業）が保有していたケースは少ない。その代替として、兌換券が発行されてきた経緯がある。米国以外の先進諸国からも、ミャンマーからの輸入禁止措置を受けていたことから、チャット高を誘発するレベルでの外貨供給が公的部門よりなされる可能性は低いと思われる。

つづいて、従来の公定レートが、実体的に市場実勢レートに寄せられることによる公的部門の影響を考えると、ドルが過小評価されてきたことの是正となる。経済制裁の経緯から、国有企業には外貨建ての債務・負債は少ないと思われる。一方で、米ドル建て輸出・売掛金などバランスシートの債権サイドの外貨は評価替えて利益となり、当該企業の資本勘定増加に資する可能性はあるものの、実際の外貨供給を増加させる割合は少ないと考えられる。なお、前述の兌換券の発行は既に停止されたが、現在すでに市場で保有されている兌換券の、銀行での売却の米ドル兌換券⇒チャット）は 2014 年 3 月末までは可能。（銀行窓口で確認）

(3) 民間に外貨保有を認めていることに伴うコントロールの困難さ

これは、チャットの兌換性を今後進めるうえで、民間に外貨保有を認めていることから、経常取引と資本取引で段階的に進める際の中央銀行および政府のコントロールの困難さが存在する問題である。（輸出代金で得た外貨が資産保有目的に向かう可能性）

この点については、上述の（2）と同様に、実際に米ドル等の外貨をミャンマー企業が保有しているケースが少ないことを前提とすれば、これまでのところは、資本取引に影響を及ぼすほどの外貨を企業が経常取引で蓄積していたとは考えづらい。一方で、経済制裁の解除・緩和から急激にミャンマーへの投資が増加していくことは予想される。

今後、米ドル建て資産へ向かう資金をコントロールするためには、資本取引規制の諸制度の確立が必要となるであろう。戦後、段階的に進められてきた日本の外国為替管理制度や、現在、「人民元の国際化」の過程の中で、徐々に資本規制の緩和を進めている中国などの取組事例を参考に、ミャンマー政府・中央銀行が取り組んでいくことは可能であろう。その関連では、また、2012年11月に「新外国投資法」が成立したことは、節度ある外国資本の導入を実現するための第一歩と評価できる。また、海外への送金もMIC⁽⁷⁾の許可の条件つきながら認められた点も、実務的な観点では重要といえる。あわせて、亀山(2013)によれば、貿易取引に関する諸ライセンス制度も緩和が進んでいる。經常取引・資本取引とも、海外との取引を円滑化させる取組が進展していると考えてよいであろう。本年2013年7月に中央銀行法の改正が実現し、政府からの独立性が確保されたことも国内制度整備としては大きな一歩と考えられる。

(4) その他

前項でのヒアリング事項で、上述の3点の課題に直接関連しない内容で、金融関連でまとめておくべき事項は以下のとおり。

国内の金融制度整備に関連しては、銀行融資の期間は1年が基本となっており、設備投資など長期に渡るものは、手金でなされているケースが多いと思われる。今後の制度改善では、前述の決済インフラ整備に加えて、こうした銀行の融資制度や金利の自由化への取組が必要となる。また、資本市場整備関連の動きとしては、大和総研が協力して証券取引所開設の準備が行われている。

おわりに

本稿では、ミャンマーの為替制度の整備状況と課題の整理、ならびに現地でのヒアリングを中心として、課題の検討を行った。為替制度を含めて、ソフト・ハード両面のインフラ整備は、まさに現在進行形の状況であり、検討内容を裏付ける検証作業は今後引き続き取り組みたいと考えている。国内企業による、外貨建て取引のボリューム増加、銀行を巻き込んだ形での外国為替取引の活性化は今後も着実に進展すると考えられる。一方で、自国への継続的な外資導入と自国通貨への投機的な動きの抑制、ある意味で背反する二つの命題を実現するような、「為替・資本規制」の設計への同国の取り組みは、さらなる経済成長を実現するうえで、大いに注目される。マイクロベースでの、企業の動きなども含めて、引き続きモニタリング・研究をしていきたい。

なお、現地でご協力頂いた方々には、心より感謝したい。また、現地での調査内容に関する記載で誤りがある場合は、筆者のヒアリングにあたっての誤解や理解不足、不十分な検証に原因がある。

(注)

- (1) 2005年7月22日に中国人民銀行の発表した為替政策の変更。内容は、「従来の対米ドルペッグ制から、市場の需給に基づき、通貨バスケットを参考にする管理相場制への移行」である。具体的な実施事項として示されたものは、以下の3項目。①新制度スタートにあたり、それまでの1ドル=8.27元から約2%の切り上げを行い、1ドル=8.11元とする。②中国人民銀行は、毎営業日終了後にインターバンク為替市場における取引通貨の人民元レート終値を公表し、それを翌営業日の取引の基準値とする。③毎営業日の対米ドル人民元レートは、基準値の±0.3%のバンド内で変動する。米ドル以外の通貨のレートも、当該通貨の基準値の±1.5%内で変動する。
- (2) World Trade Organization (世界貿易機関)。ウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に設立が合意され、1995年1月1日に設立された国際機関。WTO協定で、貿易に関連する様々な国際ルールを定め、多角的貿易体制の中核を担っている。
- (3) General Agreement on Tariffs and Trade (関税および貿易に関する一般協定)。1948年に発足し、WTO設立まで、実質的に貿易を扱う国際機関の役割を果たした。
- (4) ベトナム・ドンの外国為替市場に市場メカニズムを導入するために、1999年2月25日に導入されたもの。具体的には、前日におけるベトナム・ドンの対米ドル銀行間相場の平均がベトナム中央銀行により設定、アナウンスされた。同時に、商業銀行が為替相場を設定することが許されるバンドは0.1%に縮小された。(小川(2002)120ページ)
- (5) ミャンマー約6100万人、ベトナム約8900万人。(中国13億5400万人)
- (6) ミャンマーでは2000年台始めにATMがあったが、銀行危機の影響で取りやめられていた。2011年11月より、利用が再開された。
- (7) Myanmar Investment Commission (ミャンマー投資委員会)。2012年9月に発足した。

(参考文献)

- 赤間 弘・御船 純・野呂国央〔2002〕「中国為替制度について」日本銀行調査月報 2002年5月
- 稲垣博史〔2013〕「ベトナムの不良債権問題はどこまで深刻か」『みずほりポート』2013年3月
みずほ総合研究所
- 岩崎祐子〔2007〕「ベトナムの為替管理・為替相場制度の今後の方向性」四日市大学論集
第19巻第2号 2007年
- 大久保勲〔2004〕『人民元切り上げと中国経済』2004年6月 蒼蒼社
- 小川英治〔2002〕「東南アジア諸国の通貨政策と資本取引規制 第1章 東南アジア諸国の通貨政策」
『東南アジア地域金融問題研究会』報告書 2002年 財団法人国際通貨研究所
- 亀山卓二〔2013〕「ミャンマーの貿易ビジネス環境と貿易手続の今後の方向性について」『国際金融1252号』2013年9月
- 川村雄介監修・著、大和総研〔2013〕『ミャンマー開国 その経済と金融』2013年3月 きんざい
- 久保公二〔2012a〕「為替レートの増加と為替制度改革」、尾高煌之助・三重野文晴編著
『ミャンマー経済の新しい光』第7章 2012年9月 勁草書房
- 久保公二〔2012b〕「ミャンマーの外国為替・貿易規制改革 改革開放の持続性」
『国際問題』No. 615 2012年10月 国際問題研究所
- 久保浩二編〔2013〕『ミャンマーとベトナムの移行戦略と経済政策』2013年3月 アジア経済研究所
- 玉置知己・山澤光太郎〔2005〕『中国の金融はこれからどうなるのかーその現状と改革の行方ー』
2005年10月 東洋経済新報社
- 田村由美子〔1996〕「ベトナムの金融改革」『ベトナムの市場経済移行支援・開発研究』
1996年3月 日本国際問題研究所
- 中臣 久〔2002〕『ベトナム経済の基本構造』2002年7月 日本評論者
- 福地〔2012〕「ベトナム経済：ファンダメンタルズは改善傾向」『BTMU ASEAN TOPICS』NO. 2012-12
2012年9月 三菱東京UFJ銀行
- 藤田幸一編〔2005〕『ミャンマー移行経済の変容』2005年10月 アジア経済研究所
- IMF〔2012〕“Myanmar 2011 Article IV Consultation” IMF Country Report No. 12/104
MAY 2013

IMF [2013a] “Myanmar : Staff-Monitored program” IMF Country Report No. 13 /13
January 2013

IMF [2013b] “Myanmar 2013 Article IV Consultation and First Review under
the Staff-Monitored program” IMF Country Report No. 13 /250 August 2013

Koji Kubo [2013] “Sources of Fluctuations in Parallel Exchange Rates and Policy
Reform in Myanmar” IDE Discussion Paper NO.388 February 2013

(参考ウェブサイト)

IMF <http://www.imf.org/external>

JETRO <http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/#top>